

東京都地域防災計画 震災編（平成 26 年度修正）
（動物関係抜粋）

第 2 部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

第 3 章 安全な都市づくりの実現

第 5 節 具体的な取組 < 応急対策 >

3 危険物等の応急措置による危険防止

3-4 危険動物の逸走時対策

(1) 対策内容と役割分担

住民が飼養している特定動物等(特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物)の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都 福 祉 保 健 局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都 産 業 労 働 局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都 建 設 局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警 視 庁	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法)
東 京 消 防 庁	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
区 市 町 村	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・ 住民に対する避難の勧告又は指示 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡

第 8 章 医療救護等対策

第 5 節 具体的な取組 < 予防対策 >

1 初動医療体制の整備

1-4 防疫体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備
区 市 町 村	○ 都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

(2) 詳細な取組内容

<< 都福祉保健局 >>

- 被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

<< 区市町村 >>

- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

(第 2 部第 1 0 章「動物救護」参照)

第8章 医療救護等対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

1 初動医療体制

1-4 保健衛生体制

(1) 対策内容と役割分担

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
区 市 町 村	○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

(第2部第10章「動物救護」参照)

(2) 業務手順

- 都福祉保健局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物を保護する。

(3) 詳細な取組内容

カ 被災動物の保護

《都福祉保健局》

- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

《区市町村》

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第5節 具体的な取組 <復旧対策>

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護
区 市 町 村	○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

(第2部第10章「動物救護」参照)

(2) 業務手順

《都福祉保健局》

- 必要に応じて、他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援を要請するとともに、連絡調整を行う。

(3) 詳細な取組内容

ウ 被災動物の保護

《都福祉保健局》

- 関係団体等と協働して設置した「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

《区市町村》

- 被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第10章 避難者対策

第5節 具体的な取組 <予防対策>

3 避難所の管理運営体制の整備等

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none">○ 避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援○ 避難所の衛生管理対策の推進○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援○ 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none">○ 「避難所管理運営マニュアル」作成○ 公立小中学校等を避難所として指定した場合の、食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備○ 避難所の衛生管理対策の促進○ 飼養動物の同行避難の体制整備○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備

(2) 詳細な取組内容

《都福祉保健局》

- 「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援する。なお、指針の改訂に当たっては、女性の参画を推進するとともに、災害時要援護者の視点等を踏まえて対応する。
- 被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係各団体等との連携を強化し、避難所等での動物の受入体制の整備や動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していく。
- 避難所等から動物保護施設への負傷した動物等の受入等に関する仕組みを整備していく。

《区市町村》

- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。
- 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

第10章 避難者対策

第5節 具体的な取組 <応急対策>

3 動物救護

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等
区 市 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同行避難動物の飼養場所等の確保 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等

(2) 業務手順

別図

(3) 詳細な取組内容

都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

ア 被災地域における動物の保護

- 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
- 都は、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

イ 「動物保護班」「動物医療班」の編成

- 発災直後には、動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」それぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。
- 「動物保護班」は、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力の下、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送する。
- 「動物医療班」は、「動物救援本部」からの応援要請があった場合に、動物保護施設内での動物医療に携わるとともに、区市町村等からの要請に応じて避難所等における獣医療提供等の支援を行う。

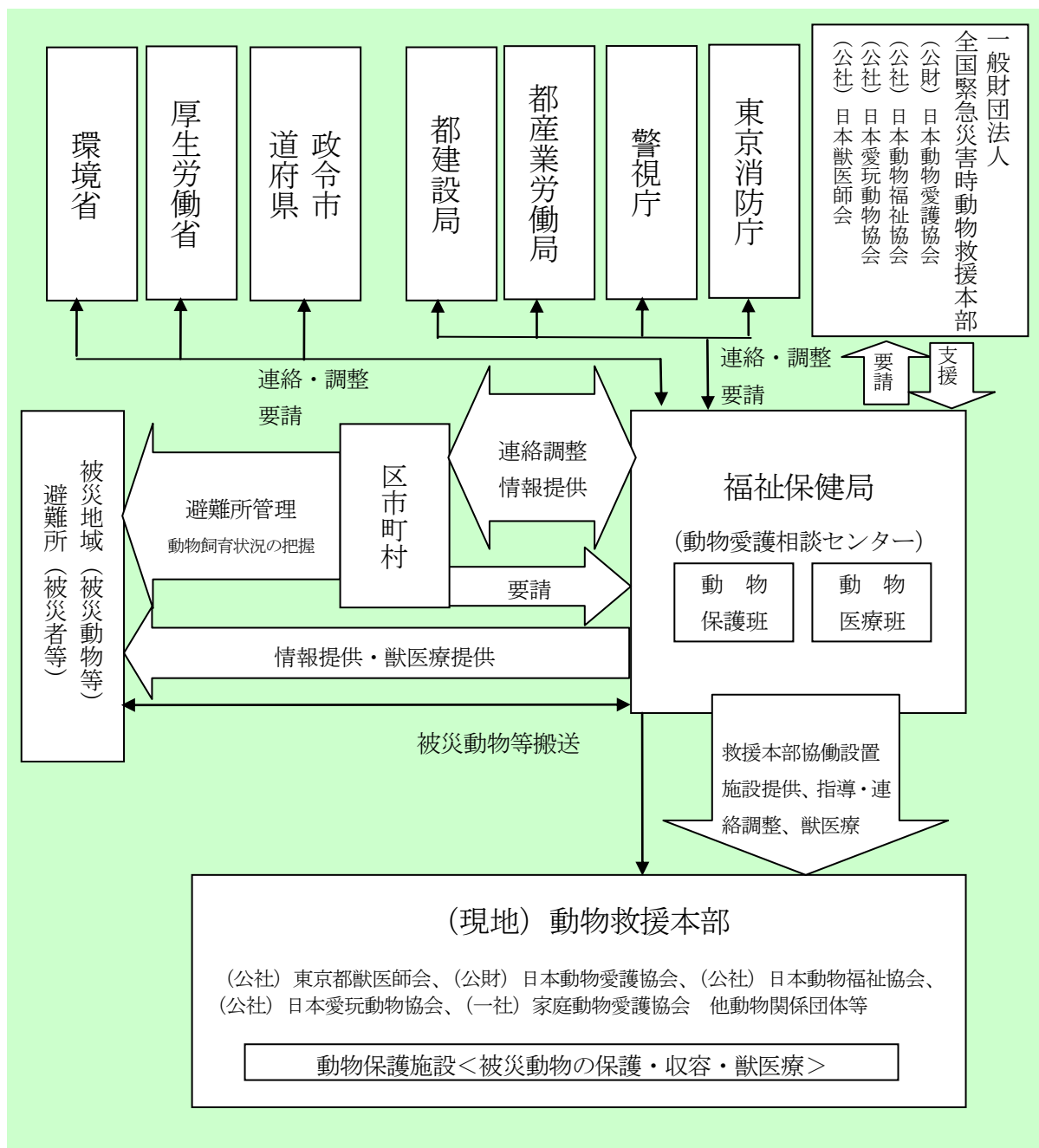
ウ 避難所における動物の適正な飼養

《区市町村》

- 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

《都福祉保健局》

- 区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
 - ・ 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - ・ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
 - ・ 他縣市への連絡調整及び要請



【参考：動物園関係】

第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）（仮題）

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組 <応急対策>

2 河川、海岸、港湾施設等の応急対策による二次災害防止

2-2 社会公共施設等の応急対策

(2) 詳細な取組内容

イ 社会公共施設等の応急対策

(エ) 動物園施設等

- 施設長は、入園者の避難誘導にあたり、パニックを防止し、あらかじめ定める避難場所に誘導し、安全確保に万全を期する。
- 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちにその破損箇所を補修するなど、応急措置を行う。
- 動物の脱出等の事態が発生した場合、別に定める「災害対策計画」により処理する。

第5節 具体的な取組 <復旧対策>

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-2 社会公共施設等の復旧

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各施設管理者	○ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施

(2) 詳細な取組内容

都は、被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

ア 動物園施設等

- 施設の被害を早急に調査し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼすおそれのある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。